

いじめの防止等のための基本的な方針

糸満市立高嶺小学校
平成26年3月策定
平成28年2月改定

本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題等についての実態把握、未然の防止、早期発見及び早期対応」に努め、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

【いじめの定義】

「いじめ」とは「当校児童に対して、当該児童以外の当校の児童等、当該児童と一定の人的関係にある児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

1 いじめの防止基本方針

当校は、すべての児童および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの児童にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 いじめ防止等のための校内委員会の設置

当校はいじめ防止等の対策のための組織として、校内に以下に掲げるもので組織する校内委員会を設置する。本委員会は月1回の定例会の他、必要に応じて臨時校内委員会を開催する。

- (1) 校長・教頭
- (2) 教務主任
- (3) 生徒指導主任・教育相談主任・特別支援教育主任
- (4) 学年主任
- (5) その他（校長が指名する職員）
- (6) スクールカウンセラー

なお、必要に応じて外部委員として行政等の関係機関の専門家を参集する場合がある。

3 校内委員会の役割

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定・改善
- (2) いじめが発見された場合の対処

いじめに関する事象が発見された場合はすみやかに管理職に報告する。校長は、いじめについて報告を受けた際、学年主任（生徒指導主任）・担任による注意・指導

で解決を図ることができる事象かどうかを判断し、解決を図ることができる事象ではないと判断した場合は、即時に校内委員の招集を行い、臨時校内委員会を開催する。

臨時校内委員会では、児童からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し対応方針の確認を行う。いじめ事象のレベルに応じて対応方針および対応措置を校内委員会で決定するが、関係機関等と連携が必要な事案に関しては、相談や通報を行う。なお校長・教頭は糸満市教育委員会学校教育課に状況を随時伝え、連携して対応を図り報告書の提出を行う。

警察と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には被害者・被害者の保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取り組み（継続的な観察・指導、保護者との連携・行政等関係機関との連携など）を行う。

(3) いじめの未然防止等について

校内委員会は、いじめ早期発見チェック、いじめに関するアンケート調査、Q-U 検査実施・結果の考察・対応策、教育相談週間、人権の日、いじめ防止に関わる職員研修等を年間計画に位置づけ実施する。

4 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

(1) いじめの未然防止

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

①学校経営の充実

○児童がいじめ問題を自分のこととして考え自ら活動できる集団づくりに努める。

○児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

○「わかる」「できる」授業の実践に努め、児童一人一人が参加・活躍できる授業の工夫をし、成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

○人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。



「人から必要とされている」「他人から認められている」という体験を積む取り組みを！

②道徳教育の充実

○道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

○「いじめ追放プログラム」「ふわふわ言葉チャンピオン」などを実践し、人権尊重の精神や思いやりの心等を育てる。

③学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。

④教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

⑤常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。

⑥教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備を行う。例えば、携帯・インターネット問題の講習会等を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

⑦行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(2) いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が連携して実態把握に努める。

- ①児童の声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談等)
- ②児童の行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール等)
 - 児童の個人の様子や他の児童との関わりについて、チェックを行う。
 - 子どもが集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話しを聞く。
 - 上履き・机・椅子・学用品・掲示物などにいたずらがあった場合は、直ぐに対応し、原因を明らかにする。
- ③スクールカウンセラー等による相談窓口を周知する。
- ④保護者と情報を共有する。(手紙・通信物・電話等の定期連絡・家庭訪問、保護者会等)
- ⑤行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政等の関係機関との情報共有等)

(3) いじめの早期解消

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- ①いじめかどうか判断が難しい時には、「いじめではないだろう」対応から「いじめかもしれない」対応を行う。
- ②いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ③いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ④校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。
- ⑤いじめる児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑥法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑦いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑧必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

5 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めたときは、所轄の糸満署と連携して対応する。
- (2) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

6 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援や、いじめを行った保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

7 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を学校運営協議会等に報告する。